

## 不要農薬の適正処分について

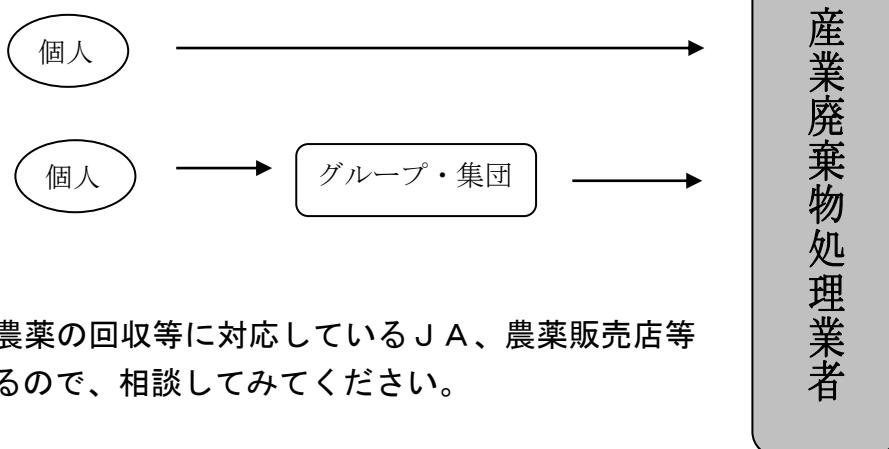
事業者は、何らかの理由で使用や販売しなく(ができなく)なった農薬(不要農薬)を処分する場合は、一般ゴミとは区別して、「**産業廃棄物**」として処理しなければなりません。

処分にあたっては、事業者が、**産業廃棄物処理業者等**に処理を依頼する必要があります。

特に、毒物若しくは劇物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければならぬいため、処理が可能な産業廃棄物処理業者に依頼する必要があります。

また、マニフェスト伝票は必ず手元で管理してください。

<方法>



## 農薬の適正管理について

1. 農薬は、他の物資と区別した保管庫等を設け保管し、必ずカギをかけ、特に子供や農薬の知識のない第三者の手に触れることがないようにする。
2. 分類、整理して保管し、定期的に在庫量を確認するなど、盜難や紛失、誤用が起こらないようにする。受払簿による管理も有効です(販売店は義務)。
3. もし、農薬が盜難にあい、又は紛失したときは速やかに警察に届け出ること。